

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の改正について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、障害者の雇用については着実に進展しておりますが、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れているほか、短時間労働に対する障害者の一定のニーズがあるにもかかわらず、現行の障害者雇用率制度では対応していないなど、障害者の雇用機会が十分に確保されていない状況にあります。

このため、平成 20 年 12 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度（別添※印参照）が改正され、本年 7 月 1 日から施行されることとなった旨、厚生労働省職業安定局長並びに独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、今回の改正点は、

- ①納付金制度の適用対象範囲を常時雇用する労働者数が 200 人を超え 300 人以下の中小企業に拡大
- ②雇用率制度及び納付金制度の労働者数及び雇用障害者数の算定にあたって、週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者の数を算入
- ③雇用率制度及び納付金制度の労働者数の算定にあたって、除外率設定業種の除外率を一律 10%ポイント引き下げ

となっております。